



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年10月3日(火) 第10139号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域の指定(環境保全課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(同)	3
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第262号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和5年10月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番11の一部、3086番16の一部、3086番26の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋赤城線	前橋市北代田町字八反田616番の2地先から同市同字同620番の5地先まで	前	17.0	31.9
			後	17.0~25.3	31.9

◎群馬県告示第264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋赤城線	前橋市北代田町字道東609番の7地先から同市同字八反田616番の2地先まで	令和5年10月3日

◎群馬県告示第265号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和5年10月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	西桐生停車場線	桐生市宮前町二丁目1783番の6地先から同市末広町1143番の1地先までの上下線
県道	前橋大間々桐生線	桐生市宮前町二丁目1803番の4地先から同市末広町1143番の1地先までの下り線

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年10月3日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字下新田字八街北圃374-2、375-2、字八街北区527-1、527-2、528	高崎市大八木町3000番地2 大和ハウス工業株式会社 群馬支店 支配人 柳澤希世人
2	佐波郡玉村町大字下之宮436-1、436-5	伊勢崎市太田町765番地10 内藤允耶
3	邑楽郡明和町入ヶ谷282-5、300-1、300-13、300-14の一部	邑楽郡明和町中谷331番地1 明和町土地開発公社 理事長 冨塚基輔
4	吾妻郡中之条町大字伊勢町字川端33-1、33-4、83の一部、字柳内122-1、123-1、124-1、141-1、142、143、144-1、144-3、146-1、147-1、147-4、148-1、149-1、150-1、151-1、152、153、154、155、156、157-1、157-2、158-1、158-2、159、160、162-1、162-3、163-1、164、165-1、123-1地先道路の一部、124-1地先水路の一部、153地先水路の一部、163-1地先水路の一部、字上原646-2	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111